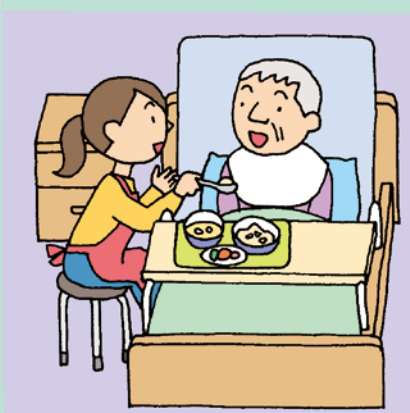
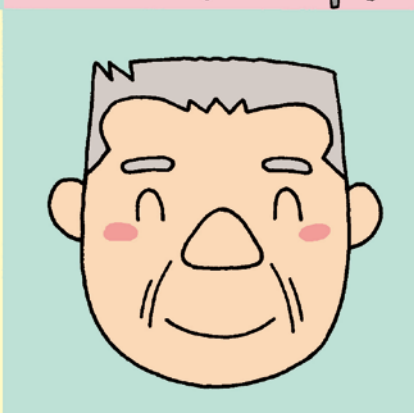
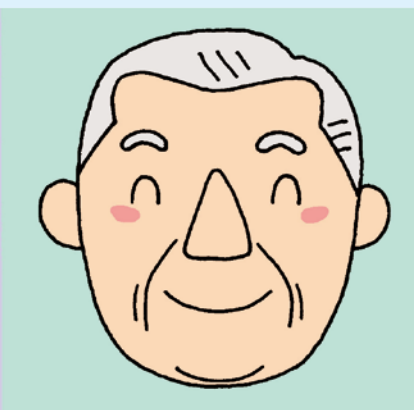


介護保険 利用のてびき

令和6～8年度版

いつまでも
住みなれた地域で
暮らしていくために



安 城 市

介護保険は支え合いの制度です

介護保険制度は、安城市が運営しています。40歳以上の人が入会者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用するしくみです。

安城市（保険者）

介護保険制度の運営は、市が行います。

- 制度を運営します。
- 保険料の算定・徴収を行います。
- 要介護認定を行います。
- 保険証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- サービスを確保・整備します。



地域包括支援センター

高齢者の生活を支える役割を果たす総合相談窓口です。

● 介護報酬の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供します。
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供します。



● 要介護認定の申請

● 保険料の納付

● 要介護認定

- 「要介護状態区分等」が記載された保険証の交付
- 介護保険負担割合証の交付



● サービスの提供

● 利用料の支払い

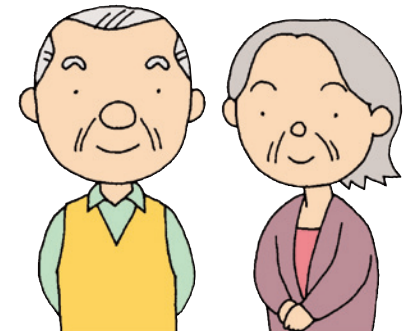
40歳以上のお子さん（被保険者）

介護や日常生活の支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者 65歳以上の人 サービスを利用できる人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市の要介護認定を受け、サービスを利用できます。



第2号被保険者 40～64歳の人 (医療保険に加入している人)

サービスを利用できる人

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や日常生活の支援が必要となったとき、市の要介護認定を受け、サービスを利用できます。



特定疾病

- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- パーキンソン病関連疾患

- 脊髄小脳変性症
- 脊髄管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 脳血管疾患

● がん（医師が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症

介護保険料

65歳以上の人の保険料は、安城市の介護サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得に応じて決まります。必要となるサービスの量や、高齢者の人数が変化するため、介護保険料は3年ごとに見直されます。

介護保険料の決まり方

基準額とは、各所得段階において保険料を決める基準となる額のことです。所得段階は本人と世帯の課税状況に応じて決められています。

基準額
62,400円
(年額)

=

市で介護保険の給付
にかかる費用

×

65歳以上の人の
負担分(23%)

=

市の65歳以上の人数

保険料を納め始めるのは

第1号被保険者として保険料を納め始めるのは、65歳になった月(65歳の誕生日の前日がある月)の分からです。

例

5月1日生まれ

4月分から

5月2日生まれ

5月分から

令和6～8年度の介護保険料(所得段階別)
令和7年4月から 第1・第2段階、第4・第5段階を分ける基準となる金額が、80万円から80万9,000円に変わりました。

所得段階	対象者			保険料(年額)
第1段階	本人が 市民税 非課税	生活保護受給者		12,480円 基準額×0.20
第2段階		世帯全員が 市民税 非課税	●老齢福祉年金受給者 ●本人の前年の合計所得金額※1(年金雑所得を除く)と課税年金収入額※2の合計が80万9,000円以下	21,840円 基準額×0.35
第3段階			本人の前年の合計所得金額(年金雑所得を除く)と課税年金収入額の合計が80万9,000円超120万円以下	37,440円 基準額×0.60
第4段階			本人の前年の合計所得金額(年金雑所得を除く)と課税年金収入額の合計が120万円超	49,920円 基準額×0.80
第5段階		世帯内に 市民税 課税者が いる	本人の前年の合計所得金額(年金雑所得を除く)と課税年金収入額の合計が80万9,000円以下	62,400円 基準額(月額5,200円)
第6段階	本人が 市民税 課税	本人の 前年の 合計所得 金額が	120万円未満	71,760円 基準額×1.15
第7段階			120万円以上210万円未満	81,120円 基準額×1.30
第8段階			210万円以上320万円未満	93,600円 基準額×1.50
第9段階			320万円以上420万円未満	106,080円 基準額×1.70
第10段階			420万円以上520万円未満	118,560円 基準額×1.90
第11段階			520万円以上620万円未満	131,040円 基準額×2.10
第12段階			620万円以上720万円未満	143,520円 基準額×2.30
第13段階			720万円以上820万円未満	149,760円 基準額×2.40
第14段階			820万円以上920万円未満	156,000円 基準額×2.50
第15段階			920万円以上1,020万円未満	162,240円 基準額×2.60
第16段階			1,020万円以上	168,480円 基準額×2.70

※1 合計所得金額とは、前年の所得の合計で、所得控除を差し引く前の金額です。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地収用等の譲渡所得に係る特別控除がある場合は適用後の金額になります。
※2 課税年金収入額には、遺族年金、障害年金などの非課税年金は含みません。

保険料の納め方

介護保険料は、受給している年金の額により、納め方が特別徴収と普通徴収に分かれます。納め方を個人で選ぶことはできないため、市からの通知にしたがって、決められた方法で納付をお願いします。

特別徴収 老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円以上の人

- 保険料の年額を、年金支払い月(年6回)に分けて差し引きます。
- 老齢福祉年金、寡婦年金などは差し引きの対象となりません。

仮徴収			本徴収		
4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

仮徴収
介護保険料は市民税の課税状況が確定したのちに正確な金額が決定します。そのため市民税額が確定していない4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます。

本徴収
10・12・2月は、確定した年間保険料額から、すでに納付している仮徴収分を差し引いた残りの額を、3回に分けて納めます。

年金が年額18万円以上でも
納付書で納めることがあります

次の場合などは、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- ほかの市区町村から転入した場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

普通徴収 老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円未満の人

- 市から送付される納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

保険料納付は口座振替が便利です

●保険料の納付書

●預(貯)金通帳

●印かん(通帳届け出印)

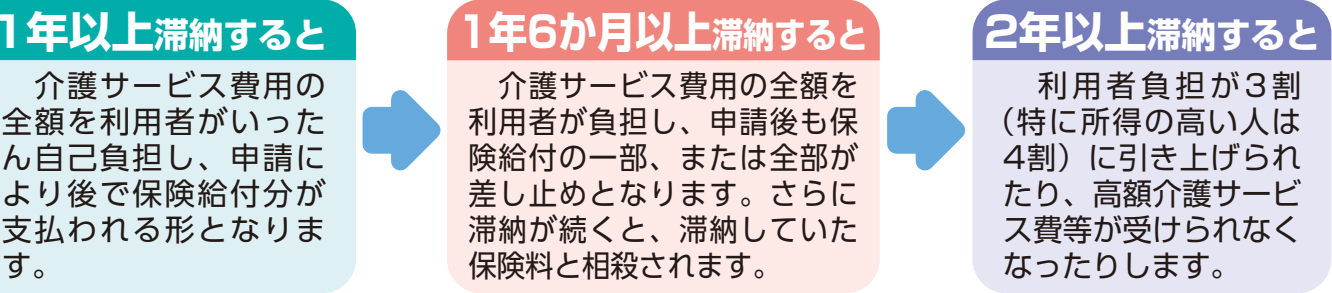
※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。

これを持って市指定の金融機関または高齢福祉課で手続きしてください。



保険料を納めないでいると

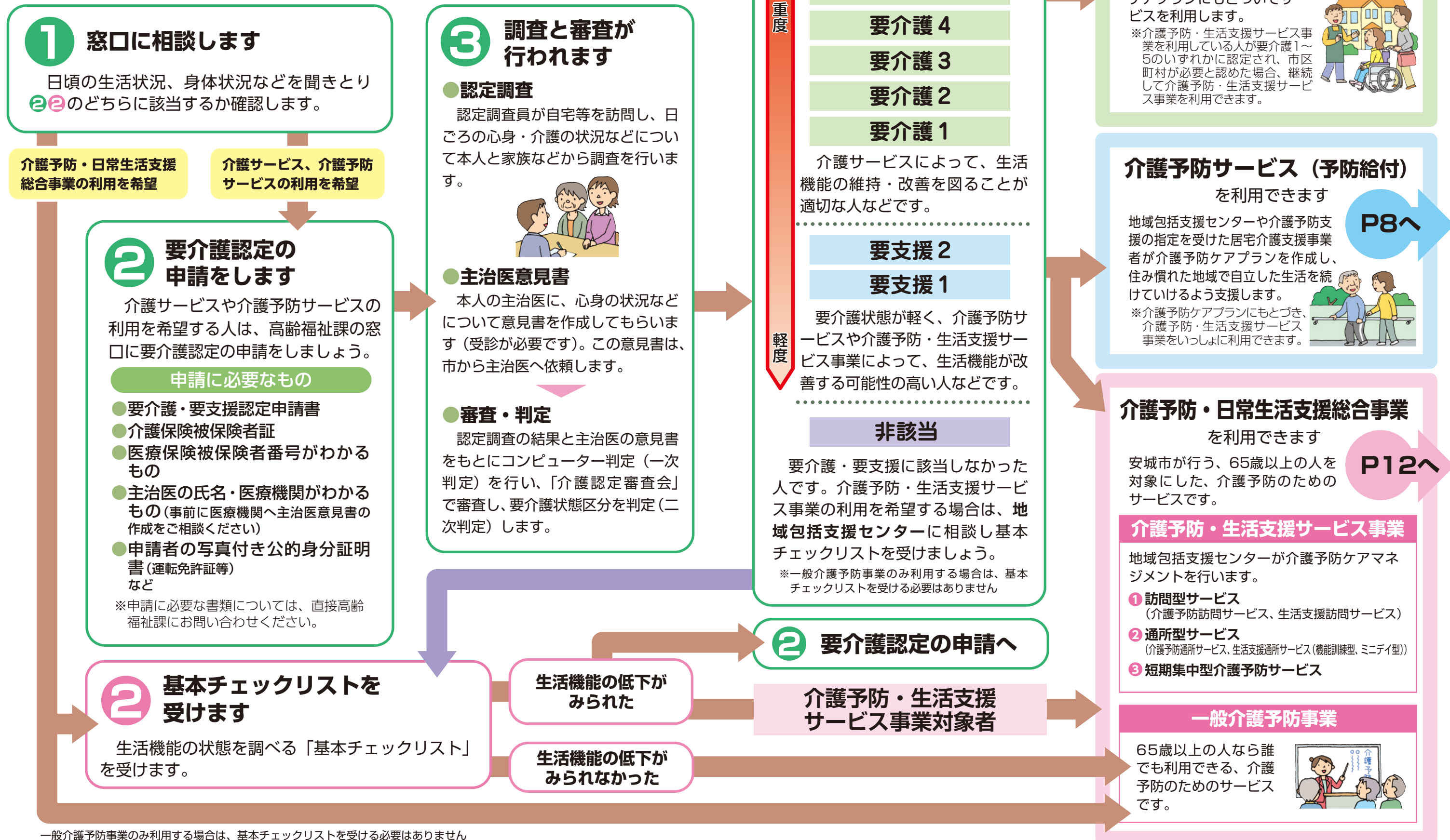
特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。



納付が難しいときにはご相談を！
災害などの特別な事情があると認められたときには、保険料の減免を受けられることがあります。納付が難しいときにはそのままにせず、まずは担当窓口までご相談ください。

サービス利用までの流れ

介護や支援が必要になったと思ったら、地域包括支援センターや高齢福祉課の窓口にご相談しましょう。サービスを利用するまでの流れは次のようになります。



一般介護予防事業のみ利用する場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません

介護保険で利用できるサービス

※サービス費用のめやすは基本的な費用の1割を掲載しています。(サービスの利用者負担の割合についてくわしくはP14へ)

在宅サービス

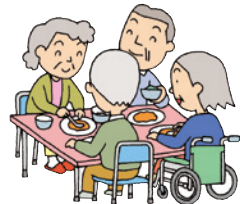
※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できるサービスの名称です。

訪問を受けて利用する	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
	訪問介護 (ホームヘルプ) 	ホームヘルパーなどがご家庭を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。 ■サービス費用のめやす 身体介護 (20分以上30分未満) ▶ 260円 生活援助 (20分以上45分未満) ▶ 190円 ※早朝、夜間、深夜などは加算あり 通院のための乗車または降車の介助 ▶ 110円 (1回につき) ※移送にかかる費用は別途自己負担	要支援1・2の人は、「訪問型サービス」が利用できます。 P12へ
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 	介護職員と看護職員が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。 ■サービス費用のめやす 1,320円	疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員が家庭を訪問し、介護予防を目的とした入浴の支援を行います。 ■サービス費用のめやす 900円
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 	居宅での生活行為を向上させるために、医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問してリハビリテーションを行います。 ■サービス費用のめやす (1回につき) 320円	居宅での生活行為を向上させる訓練が必要と医師が認めた場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問してリハビリテーションを行います。 ■サービス費用のめやす (1回につき) 310円
	訪問看護 介護予防訪問看護 	疾患等を抱えている人について、医師の指示により、看護師などがご家庭を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。 ■サービス費用のめやす 訪問看護ステーションから (30分未満) ▶ 500円 病院または診療所から (30分未満) ▶ 420円	疾患等を抱えている人について、医師の指示により、看護師などがご家庭を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。 ■サービス費用のめやす 訪問看護ステーションから (30分未満) ▶ 470円 病院または診療所から (30分未満) ▶ 400円
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人のご家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。 ■サービス費用のめやす 医師による指導 ▶ 520円 (1か月に2回まで)	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人のご家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。 ■サービス費用のめやす 医師による指導 ▶ 520円 (1か月に2回まで)

通所して利用する

サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
通所介護 (デイサービス) 	定員が19人以上の通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。 ■サービス費用のめやす 通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満) ※送迎を含む 要介護1～5 ▶ 680円～1,180円	要支援1・2の人は、「通所型サービス」が利用できます。 P13へ
通所リハビリテーション (デイケア) 介護予防通所リハビリテーション 	介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。 ■サービス費用のめやす 通常規模の事業所の場合 (6時間以上7時間未満) ※送迎を含む 要介護1～5 ▶ 740円～1,340円	介護老人保健施設や医療機関などで、日常生活上の支援やリハビリテーションを日帰りで行うほか、その人の目標に合わせた栄養改善や口腔機能向上のサービスを提供します。 ■サービス費用のめやす (月単位の定額) ※送迎、入浴を含む 要支援1 ▶ 1か月2,350円 要支援2 ▶ 1か月4,370円 栄養改善 ▶ 1か月210円 口腔機能向上 (I) ▶ 1か月160円

短期間入所する

サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
短期入所生活介護 短期入所療養介護 (ショートステイ) 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 	介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ■サービス費用のめやす ●短期入所生活介護 介護老人福祉施設の場合 (1日につき) 要介護1～5 ▶ 630円～1,070円 ●短期入所療養介護 介護老人保健施設の場合 (1日につき) 要介護1～5 ▶ 780円～1,360円 ●特定短期入所療養介護 難病やがん末期の要介護者が利用した場合 (4時間以上6時間未満) 960円	介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ■サービス費用のめやす ●介護予防短期入所生活介護 介護老人福祉施設の場合 (1日につき) 要支援1 ▶ 470円～580円 要支援2 ▶ 580円～710円 ●介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設の場合 (1日につき) 要支援1 ▶ 590円～700円 要支援2 ▶ 740円～870円

在宅に近い暮らしをする	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。 ■サービス費用のめやす（1日につき） 要介護1～5 ▶ 560円～840円	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。 ■サービス費用のめやす（1日につき） 要支援1 ▶ 190円 要支援2 ▶ 330円

居宅での暮らしを支える	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与  ◆印の福祉用具のうち、 ・固定用スロープ ・歩行器（歩行車を除く） ・単点杖（松葉杖を除く） ・多点杖 については、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり（工事をとみなわないもの） ・スロープ（工事をとみなわないもの）◆ ・歩行器◆ ・歩行補助つえ◆ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト（つり具を除く） ・自動排泄処理装置 ■サービス費用について 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。 ●商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。 ■要支援1・2および要介護1の人には、車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具を除く）は原則として保険給付の対象となりません。 ■自動排泄処理装置は、要支援1・2、要介護1～3の人には原則として保険給付の対象になりません。	福祉用具のうち介護予防に役立つものを貸与します。 ・手すり（工事をとみなわないもの） ・スロープ（工事をとみなわないもの）◆ ・歩行器◆ ・歩行補助つえ◆ ■サービス費用について 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。
	特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給） 特定介護予防福祉用具販売 	入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、年間10万円を上限にその購入費を支給します。 ・腰掛便座 ・入浴補助用具 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具 ・排泄予測支援機器 ■指定された事業者から購入した場合のみ、福祉用具購入費が支給されます。 ■事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されています。 ※福祉用具貸与対象用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）と多点杖は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受け、利用者の意思決定で購入して利用することもできます。	入浴や排泄などに使用する福祉用具のうち介護予防に役立つ用具を販売し、年間10万円を上限にその購入費を支給します。 ・腰掛便座 ・入浴補助用具 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具 ・排泄予測支援機器
	住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給 	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。 ■事前の申請が必要になります。	介護予防に役立つ手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。

地域密着型サービス

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できるサービスの名称です。

住み慣れた地域での生活を支援	サービスの種類	サービスの内容	サービスの種類	サービスの内容
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中と夜間を通じた複数回の定期訪問と随時の対応で、介護と看護を一体的に提供します。	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービスを柔軟に提供します。
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ提供します。	認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※要支援1は利用できません。	認知症の人がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。
	夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※新規入所は原則、要介護3以上の人が対象です。	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人のための介護サービスです。
	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。	地域密着型特定施設入居者生活介護 ※原則としてほかの市区町村の地域密着型サービスは利用できません。	定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人のための介護サービスです。
	地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護です。		

施設サービス

※要介護1～5の人が利用できます（要支援1・2の人は利用できません）。

施設に入所する	サービスの種類	要介護1～5の人
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。 ※新規入所は原則、要介護3以上の人が対象です。
	介護老人保健施設（老人保健施設）	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
	介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

※掲載している内容については、今後見直される場合があります。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、安城市が行う介護予防のための事業です。介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを気軽に利用することができます。なるべく介護を必要としない暮らしをおくるためにも、総合事業を利用して自立した生活を続けましょう。まずはお住まいの地域（中学校区）の地域包括支援センターまたは高齢福祉課にご相談ください。

介護予防・生活支援サービス事業

対 象

要支援1・2の人
介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリスト※で事業の対象と判定された人）
※基本チェックリストとは
日常生活の状況や足腰の状態、栄養状態、お口の状態、閉じこもりや物忘れの有無、最近2週間の気持ちなど、25項目の質問等により心身の状態を確認するものです。基本チェックリストは、当日判定が出ますので、迅速にサービスの利用を開始することができます。

利用者負担

原則としてサービス費用の1割分、2割分、または3割分の利用者負担が必要です。低所得の人などがサービスを利用したときは、介護保険サービスを利用したときと同様の負担の軽減制度があります。

※サービス費用のめやすは基本的な費用の1割を掲載しています。（サービスの利用者負担の割合についてくわしくはP14へ）

訪問型サービス

ホームヘルパー、地域住民やボランティアが自宅を訪問して、日常生活での身体介護や生活援助などのサービスを行います。

	種 類	内 容／費 用						
訪問を受けて利用する	介護予防訪問サービス	ホームヘルパー等が自宅を訪問して入浴介助等の援助をします。 ■サービス費用のめやす(月単価の定額) <table data-bbox="522 1430 973 1554"> <tr> <td>週1回</td><td>1,230円</td></tr> <tr> <td>週2回</td><td>2,450円</td></tr> <tr> <td>週3回</td><td>3,890円</td></tr> </table> 	週1回	1,230円	週2回	2,450円	週3回	3,890円
週1回	1,230円							
週2回	2,450円							
週3回	3,890円							
生活支援訪問サービス	あんジョイ生活サポーター(※)等が自宅を訪問して掃除・洗濯等の生活援助をします。 ■サービス費用のめやす(月単価の定額) <table data-bbox="522 1705 973 1787"> <tr> <td>週1回</td><td>1,010円</td></tr> <tr> <td>週2回</td><td>2,020円</td></tr> </table>  ※家事などの生活支援の担い手としての養成研修を修了した人をいいます。	週1回	1,010円	週2回	2,020円			
週1回	1,010円							
週2回	2,020円							
	住民主体訪問サービス	地域住民やボランティアグループがゴミ出し等の簡単な生活援助をします。 ■サービス費用のめやす 各団体の設定						

※訪問型サービスは、サービスによって「できること」や「できないこと」が決められています。利用前にご確認ください。

通所型サービス

通所型サービス事業所（デイサービス）や住民主体で開催する通いの場などで、日常生活でのさまざまな支援、生活機能を向上させるための機能訓練などを行います。

通所して利用する

種 類	内 容／費 用											
介護予防通所サービス	入浴介助等の生活支援や生活機能を改善するための訓練等のサービスを提供します。	■サービス費用のめやす(月単価の定額) 送迎・入浴を含む <table><tr><td>週1回</td><td>1,850円</td></tr><tr><td>週2回</td><td>3,720円</td></tr></table> <table><tr><td>栄 養 改 善▶1か月</td><td>210円</td></tr><tr><td>口腔機能向上(Ⅱ)▶1か月</td><td>170円</td></tr><tr><td>生活機能向上グループ活動▶1か月</td><td>110円</td></tr></table> ※食費、日常生活費は別途自己負担があります。	週1回	1,850円	週2回	3,720円	栄 養 改 善▶1か月	210円	口腔機能向上(Ⅱ)▶1か月	170円	生活機能向上グループ活動▶1か月	110円
週1回	1,850円											
週2回	3,720円											
栄 養 改 善▶1か月	210円											
口腔機能向上(Ⅱ)▶1か月	170円											
生活機能向上グループ活動▶1か月	110円											
生活支援通所サービス (機能訓練型)	専門職のスタッフが生活機能を改善するための訓練等のサービスを提供します。	■サービス費用のめやす(月単価の定額) <table><tr><td>週1回</td><td>1,470円</td></tr><tr><td>週2回</td><td>3,000円</td></tr></table>	週1回	1,470円	週2回	3,000円						
週1回	1,470円											
週2回	3,000円											
生活支援通所サービス (ミニデイ型)	閉じこもり予防や生活機能維持のためレクリエーション等のサービスを提供します。	■サービス費用のめやす(月単価の定額) <table><tr><td>週1回</td><td>1,400円</td></tr><tr><td>週2回</td><td>2,860円</td></tr></table>	週1回	1,400円	週2回	2,860円						
週1回	1,400円											
週2回	2,860円											
住民主体通所サービス	地域住民やボランティアグループが体操、レクリエーションを行います。	■参加費用のめやす 各団体の設定										

短期集中型介護予防サービス

日常生活に支障のある生活行為を改善し、介護予防に取り組めるように、リハビリの専門職が通所介護施設または居宅等において、3か月から6か月の短期間に集中して支援します。

適切にサービスを行うための「介護予防ケアマネジメント」

お住まいの地域（中学校区）の地域包括支援センターでは、総合事業によるサービスが適切に提供できるように、介護予防ケアマネジメントを行います。
本人や家族の希望や生活機能の状態などをふまえてケアプランなどを作成し、できるだけ自立した生活を送れるようにサポートします。また必要に応じて、サービス提供後の状況確認も行います。

一般介護予防事業

従来の介護予防事業を充実させ、生きがいづくり・役割づくりを大切にしながら、自助・共助・公助の仕組みを広げていくものです。

- 福祉センターで行われる体操や認知症予防などの教室
- 地域住民のみなさんが主体となったサロンや認知症カフェ、体操教室などの「通いの場」

※参加費が必要な場合があります。

介護保険等のサービスの費用について

在宅で受けられるサービスの費用のめやす

利用者の負担は、原則としてかかった費用の1割（一定以上所得者は2割または3割）です。

●介護保険（介護給付・予防給付）等の支給限度額

介護保険の在宅サービス及び介護予防・生活支援サービス事業は要介護度ごとに上限額（支給限度額）が決められています（右図参照）。サービスの1か月の総額が支給限度額を超えた場合、超えた分は全額自己負担となります。

- 2割負担になる人 本人(65歳以上)の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身280万円以上、2人以上346万円以上の人※1
- 3割負担になる人 本人(65歳以上)の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身340万円以上、2人以上463万円以上の人※1

要介護状態区分	支給限度額（1か月）
要支援1 事業対象者※2	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※1 合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額（その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額）を用います。土地収用等の譲渡所得に係る税法上の特別控除がある場合は、特別控除後の金額となります。

※2 介護予防・生活支援サービス事業の対象者。

利用者負担が高額になったときは

●1か月の負担額が高額になった場合

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計）が上限額を超えた場合には、申請をして認められると、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

介護予防・生活支援サービス事業の利用者負担についても同様の制度があります。

●利用者負担の上限額（1か月）

令和7年8月から 下線部が80万円から80万9,000円に変わりました。

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
●課税所得690万円以上	140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
●課税所得380万円未満	44,400円
●一般	44,400円
●住民税世帯非課税等	24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万9,000円以下の人※ ●老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
●生活保護の受給者	15,000円(個人)
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

※合計所得金額において、給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地収用等の譲渡所得に係る税法上の特別控除がある場合は、特別控除後の金額となります。

●市民税世帯非課税の人は、所得に応じて個人単位の上限額が設定されます。

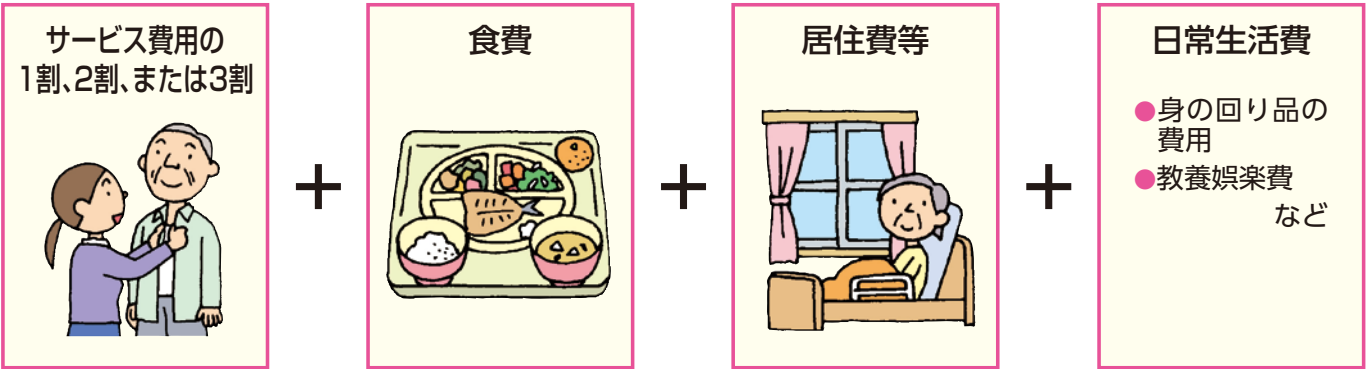
●高額介護サービス費等支給申請書が届いたら、必要事項を記入して、提出してください。

●介護保険＋医療保険の負担額が高額になった場合

介護保険と医療保険を利用したときの自己負担額が年間で高額になったとき、それらを合算して年額で限度額を設ける高額医療・高額介護合算制度があります。申請により認められたときは、限度額を超えた分が後から支給されます。介護予防・生活支援サービス事業と医療保険を利用したときの自己負担額についても同様の制度があります。

施設サービスの費用のめやす

介護保険施設に入所した場合には、サービス費用の1割、2割、または3割と、食費、居住費等、日常生活費のそれぞれ全額が利用者負担になります。



●基準費用額：施設における居住費等・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日当たり）

利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

- 居住費等：ユニット型個室 2,066円
ユニット型個室的多床室 1,728円
従来型個室 1,728円（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は 1,231円）
多床室 437円【697円】※（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は 915円）
※ 令和7年8月から「療養型」「その他型」の介護老人保健施設の多床室、「Ⅱ型」の介護医療院の多床室（いずれも8㎡／人以上に限る）を利用した場合は、【 】内の金額になります（短期入所療養介護も含む）。
- 食費：1,445円

低所得の人には負担限度額が設けられます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請をして認められると、一定額以上は保険給付されます。低所得の人は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。（特定入所者介護サービス費）

※施設が定める居住費および食費が基準額を下回る場合は、施設の定める額と自己負担限度額の差額が給付されます。

※世帯全員の市民税課税状況を調査します。

※本人及び配偶者の預貯金等に要件があるため、その内容について調査をします。

※配偶者（内縁関係含む）については、世帯分離をしている場合でも所得及び資産を含めて勘案します。

●負担限度額（1日当たり）

令和7年8月から 下線部が80万円から80万9,000円に変わりました。

対象者		居住費等				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室※2	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	880円	550円	550円 [380円]	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額※1＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万9,000円以下の人	880円	550円	550円 [480円]	430円	390円	600円
第3段階 ①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額※1＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万9,000円超120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円 [880円]	430円	650円	1,000円
第3段階 ②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額※1＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人	1,370円	1,370円	1,370円 [880円]	430円	1,360円	1,300円

※1 合計所得金額において、給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地収用等の譲渡所得に係る税法上の特別控除がある場合は、特別控除後の金額となります。

※2 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、[] 内の金額となります。

介護保険についての相談・お問い合わせ窓口

地域包括支援センター

高齢者の生活や介護に関する相談及び介護保険やサービスについてのお問い合わせは、お住まいの地区の地域包括支援センターへご連絡ください。（安城市が委託しています）

■中学校区別 相談機関

担当地区	施設名	所在地	電話番号
東山 中学校区	地域包括支援センターさとまち	里町畑下62 (介護老人保健施設さとまち内)	96-3512
安城北 中学校区	地域包括支援センター中部	新田町新栄84-1 (中部福祉センター内)	71-0077
篠目 中学校区	地域包括支援センター八千代	住吉町2-2-7 (八千代病院内)	97-8069
安城南 中学校区	地域包括支援センター更生	安城町東広畔28 (介護老人保健施設あおみ内)	77-9948
安祥 中学校区	地域包括支援センター松井	法連町8-1 (安城老人保健施設内)	55-5355
安城西 中学校区	地域包括支援センターあんのん館	福釜町矢場88 (特別養護老人ホームあんのん館・福釜内)	71-3173
明祥 中学校区	地域包括支援センターひがしばた	東端町鴻ノ巣72-2 (特別養護老人ホームひがしばた内)	73-8210
桜井 中学校区	地域包括支援センター小川の里	小川町三ツ塚1-1 (特別養護老人ホーム小川の里内)	73-3535

安城市高齢福祉課

〒446-8501 安城市桜町18-23

代表 ☎0566-76-1111

介護保険係 ☎0566-71-2290 (介護保険制度、施設整備など)

介護審査係 ☎0566-71-2257 (要介護認定申請、認定調査など)

介護給付係 ☎0566-71-2226 (介護保険料、介護サービスの給付など)

高齢福祉係 ☎0566-71-2223 (高齢者サービスなど)

地域支援係 ☎0566-71-2264 (高齢者相談・支援など)

